

## 経営管理権集積計画（成島字豊ヶ峯 R3 第 0 1 号）

森林経営管理法（平成 3 0 年法律第 3 5 号）第 4 条第 1 項の規定により、  
経営管理権集積計画を定める。

令和 4 年 4 月 1 日

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	成島字豊ヶ峯 R3第01号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)							(名称) 南部町長 佐野和広		(所在地) 山梨県南巨摩郡南部町富士28505番地2				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権の 始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢							
1	南部町成島 字豊ヶ峯	284	40	284	山林	0.4189	スギ	72	公告の あった 日から  2027年 3月31日 まで  乙は、森林の多面的機能 を發揮させるため、南部 町森林整備計画に基づ き、存続期間中に次の施 業を1回実施する。 ・スギ林：間伐 ・ 獣害被害が著しい場 合、立木への獣害ネット の設置  伐採は林分・林地の状態 を把握したうえで、生物 多様性及び山腹崩壊等の 災害リスクに考慮し、実 施するものとする。  また、気象害及び病虫獣 害の確認のため、年1回以 上は、近接道路等から目 視による巡視を行う。  経営管理実施権の設定は 行わない。	経営管理権に基づき乙が市町村森林経営 管理事業を行うものとし、乙は間伐材の 搬出・販売は行わない。	乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない。	経営管理権 設定区域は 別添図面の とおり。			
2	南部町成島 字豊ヶ峯	286	40	286	山林	0.2125	その他広	77							
3	南部町成島 字豊ヶ峯	287	40	287	山林	0.0502	スギ	72							
4	南部町成島 字豊ヶ峯	288	40	288	山林	0.4698	スギ	67							
5	南部町成島 字豊ヶ峯	326	40	326	山林	0.0625	クヌギ	72							
6	南部町成島 字豊ヶ峯	327	40	327	山林	0.0495	クヌギ	72							
7	南部町成島 字豊ヶ峯	329-2	40	329-2	山林	0.0128	クヌギ	72							
8	南部町成島 字豊ヶ峯	340-1	40	340-1	山林	0.3615	スギ	62							

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	南部町成島 字豊ヶ峯	284	40	284	山林	0.4189	スギ	72					
2	南部町成島 字豊ヶ峯	286	40	286	山林	0.2125	その他広	77					
3	南部町成島 字豊ヶ峯	287	40	287	山林	0.0502	スギ	72					
4	南部町成島 字豊ヶ峯	288	40	288	山林	0.4698	スギ	67					
5	南部町成島 字豊ヶ峯	326	40	326	山林	0.0625	クヌギ	72					
6	南部町成島 字豊ヶ峯	327	40	327	山林	0.0495	クヌギ	72					
7	南部町成島 字豊ヶ峯	329-2	40	329-2	山林	0.0128	クヌギ	72					
8	南部町成島 字豊ヶ峯	340-1	40	340-1	山林	0.3615	スギ	62					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住 所 (同上) 南部町長 佐野和広

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 (同上)

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。



# 豊ヶ峯 R3第01号 位置図

